対象経費（金額一覧）・謝金・所得税について

1　経費額一覧表について

事業名	講師謝金			宿泊費（税込）		食糧費	消耗品
	県内	県外	1回上限	県内	県外		
(1) 国スポ選手強化プロジェクト：強化費支援		○	20,000	15,000	15,000		＊2
(2) トップチーム活用支援		○	20,000	15,000	15,000		＊2
(3) 強化指定選手支援	○	○	20,000	15,000	15,000		
(4) 大学・社会人スポーツ支援	○	○	20,000	15,000	15,000		
(5) ふるさと選手活動支援				15,000	15,000		
(6) 女性アスリート等活動支援	○	○	10,000	15,000	15,000		
(7) ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト	○	＊1	20,000	15,000	15,000		
(8) チームみやざき強化アドバイザー招へい		＊1	＊1		＊1	＊1	
(9) メンタルコーチ等派遣	○	○	20,000	15,000	15,000		
(10) パフォーマンスサポート	○	○	10,000	15,000	15,000		
(11) 海外派遣選手等支援	対象経費の指定なし						
(12) リハーサル大会参加補助金				15,000	15,000		

【注意】…上記＊1は事務局相談。＊2は単価10万未満［(1)(7)(8)については3割］、補助金額の5割を超えないこと。

◇謝金基準表

業務の区分	講師区分	目安とする額	上限
選手強化、トップチーム、ターゲットエイジ　等	大学教授等	1時間　8,000	20,000
	大学助教授等	1時間　5,000	
	学識経験者	1時間　8,000	
	上記の者以外	1時間　5,000	
パフォーマンスサポート、女性アスリート等活動支援事業等	医師等	1回　15,000	
	上記以外の者	1回　10,000	

※　(公財)日本スポーツ協会の補助金による事業を実施する場合や講師所属先の謝金単価が定められている場合は、それによる単価とします。

※　講座時間数の合計に1時間未満の端数がある場合には、次のとおり時間の調整を行う。

○　３０分以内の場合は、「３０分」として、超える場合は、「１時間」として計算する。

2　「源泉徴収制度」について…謝金を支給する場合は、所得税（10.21%）分を納める必要があります。

謝金20,000円の考え方	**【ケース①：20,000円から所得税を差引いて支給する場合】（2,042円を納めます）** 20,000円　－　2,042　＝　17,958 円を支給します。
	【ケース②：20,000円支給する場合】（2,274円を納めます） 20,000円　÷　0.8979　＝　22,274 円 支給したい金額を↑　　↑で割ると金額が出ます。

3　所得税の納め方について

（1）源泉徴収した所得税は、「報酬･料金等の所得税徴収高計算書(納付書)」(用紙は税務署にあります)に報酬金額と源泉税額を記載して、最寄りの金融機関又は税務署の窓口で納付しなければなりません。必ず支払った月の翌月 10 日までに納付してください。納付期限を過ぎると不納付加算税や延滞税が発生する場合があります。

（2）講師が所属する会社等で手続きをする場合がありますので、必ず確認をお願いします。